



® 平成 29 年 11 月 10 日 (金)

No. 14567 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆判決から学ぶ シンガポール特許判例…… (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) …………… (8)

判決から学ぶ シンガポール特許判例

ユアサハラ法律特許事務所

弁理士 松尾 淳一

シンガポールの知的財産権制度、特に特許に関する制度は、最近大きく変化しつつあります。東南アジア諸国の中でも唯一といって良いほど、特許権に関する判決が数多く出されている国といえます。今回は、特許権に関する判決の中でも、真の発明者と特許権者に関する争いという若干毛色の異なる訴えについて、シンガポールと日本の考え方の違いをみてみます。

1. 背景

今回対象となる判決は、シンガポール高等裁判所2017年3月14日の判決、National University Hospital (Singapore) Pte Ltd v Cicada Cube Pte Ltd [2017] SGHC 53¹です。シンガポール特許法では、特許権に関する訴えの第一審は高等裁判所ということになっていますので、この判決は第一審の判決ということになります。

ー水素エネルギーの時代へー

特許業務法人

矢野内外国特許事務所

所長弁理士 矢野 寿一郎 副所長弁理士 正津 秀明

弁理士 谷村 昌宏 弁理士 岩本 泰雄

弁理士 矢野 浩太郎 弁理士 柳瀬 智之

弁理士 松下 計介

〒540-6134 大阪市中央区城見2丁目1番61号 ツイン21 MIDタワー 34階
TEL 06-6944-0651 FAX 06-6944-0653 URL <http://www.patent-yano.gr.jp>



Cicada Cube Pte Ltd² (以下“Cicada”)は、シンガポールのソフトウェア開発会社であって、この事件の争いの対象となるシンガポール特許第150390号 (発明の名称“Laboratory Specimen Collection Management System”、出願日2007年8月14日)の特許権者であり、また、その創業者であるDr. Anil Kumar Ratty (以下“Dr. Ratty”)と Dr. Danny Poo (以下“Dr. Poo”)がこの特許の発明者であるとされています。

National University Hospital (Singapore)³ (以下“NUH”)は、その名の通り、シンガポールの国立大学病院であって1985年に創立され、2008年まではNational Healthcare Group (以下“NHG”)の一部を構成していました。

今回の事件は、このシンガポール特許第150390号の真の発明者と特許権者が誰であるかという争いに関するもので、原告であるNUHは、この特許の真の発明者は、NUHに雇用されていたDr. Sunil Kumar Sethi (以下“Dr. Sethi”)とMr. Peter Lim (以下“Mr. Lim”)であり、そのため、NUHが真の特許権者であると主張しています。

2. 事件の経緯

判決が認定した事件の経緯は、若干不明の点がありますものの、以下の通りです。

2004年頃からNHGは、NUHを含む傘下の病院における診療・検査に関する手続を電子化するシステムを構築することを計画しました。2005年6月に開発会社が指名されてシステムの開発が始まったところ、その後、このシステムの一部をなし、患者からの検体の検査への送付などを管理するAdvanced Test Ordering Management System (以下“ATOMS”)の開発の必要性が判明したため、Cicadaが選ばれ、NHGとNUHから与えられた情報を元に開発することとなりました。しかしながら、NUHはATOMS開発のための資金に余裕がなかったため、Cicadaが共同提案者として提案することによって、首相府のプロジェクトとして資金を得ることになりました。

シンガポール特許第150390号は、この開発の過程で生まれた発明について、Dr. Ratty と Dr. Poo を発明者として、Cicada が2007年8月14日に特許を出願したものであって、シンガポール知的財産庁 (以下“IPOS”)によって、2010年7月30日に特許登録されました。

このシンガポール特許第150390号の請求項1は、

1. A laboratory specimen collection management system comprising a specimen test ordering system having functional features for entering specimen test orders; a specimen collection station having a bar-code scanner or data input device for capturing the identity of the patient providing specimens; a specimen processing system in communication with the specimen collection station and coupled to a database, wherein the specimen processing system determines the specimen requirements for the specimen test orders to be graphically displayed at the specimen collection station; a specimen receipt system; and a laboratory information system.

となっています。

2012年7月27日に、NUHはIPOSの特許登録官 (“Registrar of Patents”) に対し、シンガポール特許法第47条第1項に基づいて、シンガポール特許第150390号の真の特許権者はNUHであり、発明者はDr. Sethiとするように申立てをしました。

IPOSは、2015年2月18日に、シンガポール特許法第47条第8項の規定に基づいて、この申立は裁判所で決定されるべきものとして、判断をしない旨の決定をしました。

シンガポール特許法第47条の関連する規定⁴は以下の通りです。

47 条 特許付与後の権利に関する決定

(1) 発明に関して特許が付与された後は、当該特許に対する又はそれに基づく所有者としての権利を有するか又は主張する者は、

(a) 誰が当該特許の真の所有者なのか、

(b) 当該特許はそれを付与された者に付与されるべきであったか否か、又は

(c) 当該特許に対する若しくはそれに基づく何らかの権利が他の者に移転されるか若しくは付与されるべきであるか否かについての問題を登録官に付託することができ、登録官は、当該問題について決定し、かつ、その決定を実施するために適切と考える命令を発する。

・・・

(8) 本条に基づく付託に関し、登録官は、自己に付託された問題は裁判所が決定する方が適切であると認める場合は、その問題の取扱いを辞退することができ、かつ、当該問題を決定し、かつ確認判決を行う裁判所の管轄権を害することなく、裁